

一般質問発言通告書

発言順位 10 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

平成29年2月21日

三島市議会議長 松田 吉嗣 様

三島市議会議員 22番 弓場 重明



質問事項1	災害時における避難所のマンホールトイレ整備について
具体的内容	<p>大地震災害後の被災地のトイレ事情は大変厳しい。しかし、マンホールトイレについては、上水道の断水が一定期間想定される中で、非常用トイレとしての機能が他の種類のものに比較して大変優れており、整備を進めていく必要があるという点では、市当局とも意見は一致していると認識している。三島市は、先進的に平成24年度から4校(避難所)、県で整備した三島北高を含めると5校(避難所)にマンホールトイレを整備した。今後の整備、特に未設置の北上地区や錦田地区のいわゆる狩野川流域関連公共下水道の処理区域での設置の見込みについては、具体的な答弁が得られていない。その大きな理由として、管路の耐震化が確保されなければ、下水道事業としてマンホールトイレの整備ができないとの見解であるが、未耐震化地域においても有効な対策を立てていくことが重要ではないかと考える。そこで下記について伺う。</p>
	<ol style="list-style-type: none">1、小・中学校をはじめ5校にマンホールトイレが整備された。国庫補助事業で整備されたのか。また、今後の整備は、どのような補助制度等の活用が出来るのか伺う。2、流域下水道の処理区域において、マンホールトイレ設置の前提条件として、下水道管路等の耐震化整備を進めていかなければならないと考える。流域処理区域の汚水の中継する県の夏梅木ポンプ場、及びそこから沼津市原にある西部処理場までの管路など県管理施設の耐震性は確保できているのか伺う。3、三島市内の北上地区や錦田地区において、管路等の耐震化整備の計画はあるのか伺う。4、未耐震の下水道でも、震災後機能が無事な場合も考えられる。大地震はいつでも起こり得る状況にある、ならば、貯留式のマンホールトイレなどを優先的に整備していく必要があるのではないかと。5、危機管理課はソフト面を担い、ハード面は水道課・下水道課・土木課及び関係各課が横断的に対応する。災害時の防災用トイレとしてのマンホールトイレは、第一義的には危機管理課の範疇であり、中心的役割を担うべきである。考え方と見解を伺う。
質問事項2	空き家解体費用の補助制度について
具体的内容	<p>地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を目的とした「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に施行された。それに伴い、財政上の措置(第15条第1項)や税制上の措置(第15条第2項)が施され、多くの自治体が空き家解体費用の補助制度を制定している。</p>
	<ol style="list-style-type: none">1、空き家解体費用の補助制度について、国と静岡県・県内各市町の現状とその内容について伺う。2、三島市の現状と内容及び実施時期について伺う。3、実施に当たり、その対象範囲について伺う。